

令和2年4月28日

妊婦健診実施医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する
告示の公布について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を
改正する告示の公布について (通知)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第116号）が3月27日付けで公布されたところですが、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体等に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣は、市町村による妊婦健康診査の適切な実施を図るため、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号。以下、「望ましい基準」という。）を定めている。

今般、令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が公布されたところ。同法による改正後の母子保健法第19条の2の規定に基づき、市町村間での妊産婦等の健康診査に関する情報の提供を求めることができることとなった。

さらに、令和2年6月より、乳幼児健康診査等の情報に関し、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条に基づく情報連携が開始され、妊婦健康診査情報についてもマイナポータルで閲覧できるようになることを踏まえ、自治体において妊婦健康診査情報の副本登録を進めてもらうために、所要の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとするを追加すること。

第 3 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日より適用すること。

第 4 留意事項

1 妊婦健康診査における標準的な電子的記録様式

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」（平成 30 年 7 月。以下、「中間報告書」という。）において、妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資することを目的として、妊婦健康診査の「標準的な電子的記録様式」を定めているところ。（別紙 1）

医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求める際には、別紙 1 で定められている項目を参照すること。

なお、中間報告書の「4. 妊婦健診の「標準的な電子的記録様式」の策定」における妊婦健康診査に関連する記載を併せて参照すること。

（参考）

中間報告書 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000335158.pdf>

2 母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用

市町村が実施する母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用については、別紙 2 の通り、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（平成 29 年 8 月）でも示されているところであり、今般の改正の趣旨を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結

果等の提供を求めるよう努めるとともに、保健指導等の母子保健事業への積極的な活用をお願いすること。

具体的には、以下の形での活用が考えられること。

- ・ 受診日、受診回数、妊娠週数の項目については、妊婦の受診状況の把握に用いること。なお、定期的に妊婦健康診査を受けていない妊婦については、平成30年7月20日付け子母発0720第1号子ども家庭局母子保健課長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）」における記載に留意し、医療機関等と連携の上、積極的な把握、受診勧奨、早期の支援に努めること。
- ・ 妊娠前の体重、健診時体重、身長（初回）、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病の項目及び妊婦健康診査（歯科）に係る項目については、妊婦の健康状況の把握及び当該者に対する保健指導に活用するとともに、特に妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病に該当する者については、生活習慣の見直し等必要な保健指導を行うとともに、医療機関からの指導の遵守を勧奨すること。
- ・ B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、風疹抗体、HTLV-1抗体検査の項目の結果を把握することにより、母子感染予防対策の充実を図ること。
- ・ 血算検査の項目については、貧血の状況等を把握するとともに、栄養の指導等により、身体状況や栄養状態の改善に向けて活用すること。
- ・ 子宮頸がん検診の項目については、平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」における記載に留意し、検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を勧奨すること。

（参考）

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111662.pdf>

3 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について

別紙3の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について（通知）において、都道府県知事宛通知しているとおり、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第37号）が2月12日に告示されたところ。

当該改正においては、「健康増進事業実施者は、事前及び事後措置も含めた健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましい」旨が規定されたところであり、その趣旨を踏まえ、妊婦健康診査の結果を活用した保健指導等を行うこと。

また、別紙3で記載されている通り、「健康増進事業実施者においては、原則として各健診及び検診において、その結果等を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること」や、「生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと」を新たに規定しており、それを踏まえた取組を推進すること。

なお、妊婦健康診査においては、「別途定める標準的な電磁的記録の形式」について、「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号 86）に係るデータ標準レイアウトで示している。

1 妊婦健康診査（医科）の受託医療機関から自治体に情報提供する項目

| | 項目 | 報告方式 |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 受診日 | 健診受診日を年月日で入力。 例：2020年1月1日 → 2020-01-01 |
| 2 | 受診回数 | 健診の受診回数を入力。 |
| 3 | 妊娠週数 | 健診時の妊娠週数を入力。（週） |
| 4 | 妊娠前の体重 | 妊娠前の体重を入力。（kg）（初回のみ）小数第一位まで入力すること。例：50kg → 050.0 |
| 5 | 健診時体重 | 健診時の体重を入力。（kg）小数第一位まで入力すること。例：50kg → 050.0 |
| 6 | 身長（初回） | 健診時の身長を入力。（cm）（初回のみ）小数第一位まで入力すること。例150.0 |
| 7 | 妊娠高血圧症候群 | 健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり |
| 8 | 妊娠糖尿病 | 健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり |
| 9 | 血液型等の検査（ABO血液型） | 健診で確認したABO血液型の検査結果を入力。 1：A 2：B 3：O 4：AB |
| 10 | 血液型等の検査（Rh血液型） | 健診で確認したRh血液型の検査結果を入力。 1：+ 2：- |
| 11 | 血液型等の検査（不規則抗体） | 健診で確認した不規則抗体の検査結果を入力。 1：- 2：+ |
| 12 | B型肝炎抗原検査 | 健診で確認したB型肝炎抗原検査の検査結果を入力。 1：- 2：+ |
| 13 | C型肝炎抗体検査 | 健診で確認したC型肝炎抗体検査の検査結果を入力。 1：- 2：+ |
| 14 | 風疹抗体 | 健診で確認した風疹抗体の検査結果を入力。 1：予防接種要相談 2：免疫あり |
| 15 | 血算検査（ヘモグロビン（g/dl）） | 健診で確認した血算検査（ヘモグロビン）の検査結果を入力。（g/dl）小数第一位まで入力すること。 例：13.0 |
| 16 | 血算検査（ヘマトクリット（%）） | 健診で確認した血算検査（ヘマトクリット）の検査結果を入力。（%）小数第一位まで入力すること。 例：40.0 |
| 17 | 血算検査（血小板（万/ μ l）） | 健診で確認した血算検査（血小板）の検査結果を入力。（万/ μ l）小数第一位まで入力すること。 例：200万/ μ l → 0200.0 |
| 18 | HTLV-1抗体検査 | 健診で確認したHTLV-1抗体検査の検査結果を入力。 1：- 2：+ |
| 19 | 子宮頸がん検診 | 健診で確認した子宮頸がん検診の検査結果を入力。 1：精密検査不要 2：要精密検査 3：判定不能（要再検査） |

2 妊婦健康診査（歯科）の受託医療機関から自治体に情報提供する項目

| | 項目 | 報告方式 |
|---|------------------|---|
| 1 | 妊婦歯科健診受診日 | 健診の受診日を入力。例：2020年1月1日 → 2020-01-01 |
| 2 | 妊婦週数 | 健診時の妊婦週数を入力。（週） |
| 3 | 要治療のむし歯有無 | 健診で確認した要治療のむし歯の有無を入力。 1：なし 2：あり |
| 4 | （ありの場合）要治療のむし歯本数 | （要治療のむし歯ありの場合）要治療のむし歯本数を入力。 |
| 5 | 歯石 | 健診で確認した歯石の有無を入力。 1：なし 2：あり |
| 6 | 歯肉の炎症 | 健診で確認した歯肉の炎症の状態を入力。 1：なし 2：あり（要指導） 3：あり（要治療） |

(5 頁)

図表 3 現状と子育て世代包括支援センター設置後の望ましい姿

| 現状の課題 | 子育て世代包括支援センター設置後 |
|--|---|
| ・各機関は、それぞれが行う支援に関する情報しか把握できていない（例 産科医療機関では妊婦健診結果のみ 等）。このため、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握できている機関がない。 | ⇒センターにおいて、直接、妊産婦等の面談を行うほか、各関係機関が把握している情報（14 回分の妊婦健診結果を含む。）を集約し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握する。 |

(27 頁)

2. 継続的な状況の把握

(2) 継続的な状況の把握のための取組

イ 情報収集の方法

(イ) 妊婦健康診査時

- 妊婦健康診査は、妊娠の経過や母親の身体的な状況だけでなく、心理的・社会的な状況も把握できる貴重な機会であり、健診実施機関を通じて情報収集に努め、得られた情報を、妊婦に対する支援のために積極的に活用することが望ましい。
- 妊婦健康診査を市区町村から医療機関等に委託して実施する場合には、委託契約において健診結果の速やかな報告を求めるなど、医療機関等との連携・協力体制を整備する。なお、妊婦健康診査の結果は機微な個人情報であり、慎重な取扱いが必要である。

健 発0214第5号
医政発0214第36号
基 発0214第13号
子 発0214第28号
保 発0214第13号
令和2年2月14日

都道府県知事殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)
厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省保険局長
(公印省略)

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について
(通知)

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第37号)が2月12日に告示された。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、これらの内容について御了知の上、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に対する周知をお願いしたい。

記

1. 改正の趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号。以下「健康診査等指針」という。)を定めている。

今般、「健康診査等専門委員会報告書」(令和元年8月厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会健康診査等専門委員会)において、健康診査が満たすべき要件、健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方等について健康診査等指針へ位置付けることの必要性が指摘されたことから、健康診査等指針について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 「健診」と「検診」の考え方を追加

基本的な考え方として、健康診査は大きく「健診」と「検診」に分けられること、「健診」は健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であること、「検診」は主に特定の疾患自体を確認するための検査群であること等を追加すること。

(2) 健康診査が満たすべき要件を追加

健康診査について、対象とする健康に関連する事象、検査、保健指導などの事後措置、健診・検診プログラム等に係る満たすべき要件を追加すること。

(3) 健診・検診プログラムの評価に係る規定の整備

健康増進事業実施者は、健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましく、評価を行う場合には、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価及びアウトカム評価に分類の上、行うことが必要であることを定めること。

(4) 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する規定の整備

健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方について、次の規定を設けること。

ア 生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、健康増進事業実施者においては、原則として各健診・検診において、その結果を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること。また、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと。

なお、「別途定める標準的な電磁的記録の形式」については、順次示していく予定であり、それまでの間は現行の形式を用いることとする。

イ 健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めること。

(5) その他、「健康診査等専門委員会報告書」等を踏まえ、所要の改正を行うこと。

3. 適用期日

告示日（令和2年2月12日）より適用すること。